第二十二条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第二百六十七号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第五条による改正後の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第一章4に規定する特定診断Ⅰ、初任診断又は適齢診断
第二十三条による改正前の旅客自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第二百六十八号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第一章4に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断
第二十四条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第二百六十九号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第五条による改正後の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第一章4に規定する特定診断Ⅰ、初任診断又は適齢診断
第二十五条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第二百七十号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第一章4に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断
第二十六条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第二百七十一号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第五条による改正後の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第一章4に規定する特定診断Ⅰ、初任診断又は適齢診断
第二十七条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第二百七十二号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第一章4に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断
第二十八条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第七百四十二号）三の項の表に掲げる初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章4に規定する初任診断及び適齢診断
第二十九条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千七百十六号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第五条による改正後の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章4に規定する特定診断Ⅰ、初任診断又は適齢診断
第三十条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千七号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章4に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断

第三十一条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千百八号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第五条による改正後の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章4に規定する特定診断Ⅰ、初任診断又は適齢診断
第三十二条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千百九号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章4に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断
第一条による廃止前の旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項に規定する国土交通大臣が認定する講習（平成十九年国土交通省告示第五百二十四号）第三号に掲げる基礎講習	旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）第二条第一号に掲げる基礎講習
第一条による廃止前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項に規定する国土交通大臣が認定する講習（平成十九年国土交通省告示第五百二十五号）第三号に掲げる基礎講習	貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）第二条第一号に掲げる基礎講習
第三条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項に規定する国土交通大臣が認定する講習（平成十四年国土交通省告示第千四百二号）一の項の3の表に掲げる基礎講習、一般講習又は特別講習	貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）第二条各号に掲げる基礎講習、一般講習又は特別講習
第七条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の四第二項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項に規定する国土交通大臣が認定する講習を定める件（平成十四年国土交通省告示第四十六号）一の項の3の表に掲げる基礎講習、一般講習又は特別講習	旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）第二条各号に掲げる基礎講習、一般講習又は特別講習

3　この告示の施行前に国土交通大臣が認定した次の表の上欄に掲げる講習は、それぞれ国土交通大臣が認定した同表の下欄に掲げる講習とみなす。

○国土交通省告示第四百六十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第二東海自動車道横浜名古屋線	御殿場市中清水字雑魚沢六五六番二から浜松市北区三ヶ日町福長字原一三一〇番五まで	平成二十四年四月十四日十五時